

浜松市事務改善推進要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、本市における職員自ら取り組む事務改善活動（以下「改善活動」という。）を推進し、簡素で効率的かつスピード感のある市政運営の実現を目的とする。

第2章 事務改善推進リーダー及び事務改善推進員

(事務改善推進リーダー)

第2条 改善活動の推進を図るために各所属に事務改善推進リーダー(以下「リーダー」という。)をおく。

2 リーダーは、各所属長とする。

(リーダーの業務)

第3条 リーダーは、各所属の改善活動の統括及び助言を行う。

(事務改善推進員)

第4条 改善活動の推進を図るために各所属に事務改善推進員(以下「推進員」という。)をおく。

2 推進員は、各所属長が推薦する者をもって充てる。

(推進員の業務)

第5条 推進員は、リーダーの命を受け、各所属の改善活動の推進、必要な事項の報告等を行うものとする。

(推進員の任期)

第6条 推進員の任期は、1年とする。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(リーダー会議)

第7条 リーダー会議は、必要に応じ経営推進担当課長が招集し、相互の連絡調整及び報告事項について協議をするものとする。

第3章 改善活動

(改善活動の定義)

第8条 改善活動は、各職場の日常業務において取り組む活動をいう。

(改善活動の取組単位)

第9条 改善活動の取組は、原則として各所属の個人又はグループ(以下、「個人等」という。)を単位とする。

(改善事例の要件)

第10条 改善活動により取り組んだ事例(以下「改善事例」という。)は、個人等が実際に取り組み、リーダーが成果を認めたものとする。

(改善事例の報告)

第11条 改善事例を実施した個人等は、次に定めるところにより、速やかに経営推進担当課長に報告を行うものとする。

(1) 共同利用サーバーシステムを利用できる所属

共同利用サーバーシステム「はままつ Good Job 運動」の「改善事例報告票」に入力する。

(2) 共同利用サーバーシステムを利用できない所属

グッドジョブ改善事例報告票（第1号様式）を各所属の推進員を經由して、経営推進担当課長に提出する。

（改善事例の部局長審査）

第12条 危機管理監、部長、区長、会計管理者、消防長、水道事業及び下水道事業管理者、人事委員会事務局長、監査委員事務局長及び議会事務局長（以下「部局長」という。）は、各所管に属する改善事例について審査（以下「部局長審査」という。）を行うものとする。

（改善事例の市長審査）

第13条 経営推進担当課長は、前条の審査にて優秀と認められた改善事例その他優秀と認めた改善事例について、浜松市事務改善推進会議規程（昭和45年浜松市訓令甲第1号）の規定による審査（以下「市長審査」という。）に付するものとする。

（改善事例の審査項目）

第14条 部局長審査及び市長審査は、次に定める審査項目により行う。

(1) 改善の効果（市民サービスの向上、経費の削減、収入の増加、事務能率の向上等）

(2) 汎用性

(3) 着想性

(4) 専門技術の活用度

2 部局長審査において、部局長が必要と認める場合、前項に定める審査項目のほか、審査項目を追加することができる。

（部局長表彰）

第15条 部局長は、部局長審査の結果、優秀と認められた改善事例を報告した個人等に対し、表彰（以下「部局長表彰」という。）を行い、ほう賞を授与するものとする。

2 前項の表彰及びほう賞の種類は、別表1のとおりとする。

（市長表彰）

第16条 市長は、市長審査の結果、優秀と認められた改善事例を報告した個人等に対し、表彰（以下「市長表彰」という。）を行い、ほう賞を授与するものとする。

2 前項の表彰及びほう賞の種類は、別表2のとおりとする。

（公表）

第17条 経営推進担当課長は、前条の改善事例について、公表するものとする。

（改善事例の共有）

第18条 経営推進担当課長は、表彰された事例その他優秀な事例を共同利用サーバーシステムにて庁内に情報共有するものとする。

第4章 改善マイスター制度

(改善マイスターの認定)

第19条 経営推進担当課長は、部局長審査及び市長審査の結果、優秀と認められた改善事例を報告した個人を改善マイスターとして認定するものとする。

2 前項の認定要件は、別表3のとおりとする。

(配点基準)

第20条 認定に係る配点基準は別表4のとおりとする。

(認定対象者)

第21条 改善マイスターの認定対象者は、主任以下の者、副主幹及び副技監の者とする。

第5章 補則

(審査の簡略化)

第22条 審査は、部局長又は委員の総意により、簡略化して行うことができるものとする。

(委任)

第23条 この要綱のほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の浜松市提案要綱により平成18年12月31日以前に提出された提案については、なお従前の例による。

3 従前の浜松市提案要綱により選出された提案推進員については、この要綱により選出された事務改善推進員とみなす。

(浜松市提案要綱の廃止)

4 浜松市提案要綱は、これを廃止する。

(浜松市提案推進員要綱の廃止)

5 浜松市提案推進員要綱は、これを廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。ただし、この要綱による改正後の第15条及び第16条（グループ等を個人等に改める改正に限る。）の規定及び別表2（猛打賞の列に係る改正に限る。）は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第15条関係）

表彰及びほう賞の種類（部局長表彰）

区分	部局長賞
	図書カード（2,000円）

別表2（第16条関係）

表彰及びほう賞の種類（市長表彰）

	市長賞	はままつ福・市長賞	特別賞	猛打賞	敢闘賞（ ）
区分	図書カード等 (30,000円)	図書カード等 (20,000円)	図書カード等 (15,000円)	図書カード等 金額は以下参照	図書カード等 (15,000円)
				1位 15,000円	
				2位 10,000円	
				3位 5,000円	
				4位 3,000円	
				5位 2,000円	

敢闘賞については、1人当たり1,000円とする。ただし、表彰単位（部局、課、グループ等）での人数において15,000円を超える場合は、15,000円までとする。

別表3（第19条関係）

認定要件（改善マイスターの認定）

級	認定要件
1級	平成31年1月1日以降に、個人が行った改善活動において、別表4に定める配点基準の点数を合計して10点以上獲得した者であって、別表2の「市長賞」又は「はままつ福・市長賞」のいずれかの表彰を受けたことのある者
2級	平成31年1月1日以降に、個人が行った改善活動において、別表4に定める配点基準の点数を合計して5点以上獲得した者であって、別表2の「市長賞」、「はままつ福・市長賞」又は「特別賞」のいずれかの表彰を受けたことのある者
3級	平成31年1月1日以降に、個人が行った改善活動において、別表4に定める配点基準の点数を合計して2点以上を獲得した者

別表4（第20条関係）

配点基準（改善マイスターの認定に係る配点）

点数	対象となる賞
5点	市長賞
3点	はままつ福・市長賞
1点	特別賞、敢闘賞（個人）、部局長賞

